

## 津市意思疎通支援事業実施要綱

平成30年3月30日訓第28号

津市手話通訳者及び要約筆記者派遣事業実施要綱（平成18年津市訓第135号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第22条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定に基づき、意思疎通支援者（手話通訳者又は要約筆記者であつて、第5条第3項の規定により登録台帳に登録されたものをいう。以下同じ。）を派遣することに関し必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容等）

第2条 市長は、意思疎通支援事業（以下「事業」という。）として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 意思疎通支援者の登録及び派遣に関する業務
- (2) 前号に掲げる業務を行う連絡調整業務等担当者の設置に関する業務
- (3) 津市意思疎通支援事業運営懇話会に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要と認められる業務

（市の責務）

第3条 市長は、この事業に従事する意思疎通支援者の健康と安全の確保に努めなければならない。

（意思疎通支援者の要件）

第4条 意思疎通支援者は、聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する満18歳以上の者（本市の区域内に住所を有する者又は本市の区域内に存する事務所等に勤務する者に限る。）であつて、手話通訳又は要約筆記が可能な資質と技術を習得していると認められるものとする。

（意思疎通支援者の登録）

第5条 意思疎通支援者として登録を受けようとする者（以下「登録申請者」

という。)は、別に定める登録申請書に、手話通訳者については第1号から第3号までに掲げるいずれかの書類を、要約筆記者については第4号及び第5号に掲げる書類をそれぞれ添付して、市長に申請するものとする。

- (1) 手話通訳士又は手話通訳者統一試験の合格者であることを証する書類
- (2) 手話通訳者認定試験の合格者であることを証する書類
- (3) 手話通訳者登録試験の合格者であることを証する書類
- (4) 要約筆記奉仕員養成講座の修了者であることを証する書類
- (5) 要約筆記者認定試験の合格者であることを証する書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査の上、登録の可否を決定し、別に定める登録決定(却下)通知書により当該登録申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録を決定したときは、登録台帳に登録するものとする。

(意思疎通支援者証の交付等)

第6条 市長は、意思疎通支援者に意思疎通支援者証(別記様式)を交付するものとする。

2 意思疎通支援者は、手話通訳業務又は要約筆記業務(以下「意思疎通支援業務」という。)を行うときは、常に意思疎通支援者証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 意思疎通支援者は、意思疎通支援者証を汚損し、又は紛失したときは、速やかに別に定める紛失等届兼再交付申請書を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。

4 意思疎通支援者は、登録事項に変更があるときは、速やかに別に定める登録事項変更届を市長に提出するものとする。

5 市長は、意思疎通支援者が次の各号のいずれかに該当するときは、意思疎通支援者の登録を取り消すものとする。

- (1) 意思疎通支援者が登録の辞退を申し出たとき。
- (2) 第8条に規定する責務に違反したとき。
- (3) その他市長が登録が不相当と認めるとき。

6 意思疎通支援者は、前項の規定により登録を取り消されたときは、意思疎通支援者証を市長に返還しなければならない。

(意思疎通支援業務の一時休止)

第7条 意思疎通支援者は、病気、家族の介護その他やむを得ない事情がある

場合は、登録を継続したまま意思疎通支援業務を一時的に休止することができる。この場合において、意思疎通支援者は、別に定める一時休止届を市長に提出するものとする。

(意思疎通支援者の責務)

第8条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を行うに当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 意思疎通支援業務を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないこと。
- (2) 聴覚障害者等の主体的な社会参加を促進するための情報保障に努めること。
- (3) 聴覚障害者等の円滑なコミュニケーションを図るため、手話通訳又は要約筆記のみに限定せず、必要に応じて口話、筆談等を使い、あらゆる状況に対応すること。
- (4) 手話通訳又は要約筆記の技術及び聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。

2 前項第1号に掲げる事項について、意思疎通支援者を辞した後も同様とする。

(派遣の対象者等)

第9条 意思疎通支援者の派遣の対象となる者は、本市の区域内に居住し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者等とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(派遣の内容等)

第10条 意思疎通支援者の派遣は、次に掲げる場合を除き、市長が聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要と認める場合に行うものとする。

- (1) 派遣の目的が意思疎通支援者の派遣として適切でないと市長が判断したとき。
- (2) 大会等の主催者の責任において手話通訳者又は要約筆記者を手配すべきであると市長が判断したとき。

(派遣の区域及び時間)

第11条 意思疎通支援者の派遣の対象となる区域は、本市の区域内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、意思疎通支援者を派遣することが必要

であると認めるときは、意思疎通支援者を本市の区域外に派遣することができるものとする。この場合において、当該派遣先が遠隔地である等の理由により意思疎通支援者を派遣することができないときは、市長は他の市町村に対して手話通訳者又は要約筆記者の派遣を依頼するものとする。

3 意思疎通支援者の派遣の対象となる時間は、午前8時から午後10時までとする。ただし、緊急その他の理由によりやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(派遣の申請)

第12条 意思疎通支援者の派遣を申請することができる者（以下「派遣申請者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 第9条に規定する聴覚障害者等（以下この項において同じ。）及びその家族等
- (2) 聴覚障害者等で構成する団体
- (3) 聴覚障害者等に対して意思疎通の手段として手話通訳又は要約筆記を必要とする個人又は団体
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 派遣申請者は、意思疎通支援者の派遣を希望する日の7日前までに、別に定める派遣申請書により市長に申請するものとする。ただし、緊急その他の理由によりやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(派遣の決定)

第13条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、内容を審査の上、意思疎通支援者の派遣の可否を決定し、別に定める派遣決定（却下）通知書により当該派遣申請者に通知するものとする。

2 市長は、派遣が可能な意思疎通支援者を選考の上、別に定める依頼書により意思疎通支援者に依頼するものとする。ただし、緊急その他の理由によりやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(費用の負担)

第14条 意思疎通支援者の派遣に要する費用負担は、無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は、派遣申請者の負担とする。

(派遣の停止等)

第15条 市長は、派遣申請者が虚偽の申請によって意思疎通支援者の派遣の決定を受けたときは、意思疎通支援者の派遣を停止し、又は意思疎通支援者

の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を当該派遣申請者に命ずることができる。

(報告)

第16条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務が終了したときは、別に定める派遣業務報告書を意思疎通支援業務を行った日の属する月の翌月の10日までに市長に提出するものとする。

(派遣の報償金等)

第17条 市長は、派遣業務報告書により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表に定める基準により報償金等を意思疎通支援者に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、第11条第2項後段の規定により手話通訳者又は要約筆記者の派遣を依頼したときは、派遣を依頼した他の市町村が定める基準により算出した費用を負担するものとする。

(意思疎通支援者の技術及び知識の向上)

第18条 市長は、意思疎通支援者の技術及び知識の向上に資するための研修を開催し、又は三重県等の開催する研修への参加に配慮しなければならない。

(頸肩腕障害に関する健康診断)

第19条 市長は、意思疎通支援業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害、メンタルストレスに起因する疾患等の健康障害を予防し、意思疎通支援者の健康保持を図り、もって事業全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、意思疎通支援者の頸肩腕障害に関する健康診断を実施するものとする。

(運営懇話会)

第20条 市長は、意思疎通支援事業に関し広く意見を聴くため、運営懇話会を設置し、事業の効率的な運営を図るものとする。

2 運営懇話会は、次に掲げる者によって構成するものとする。

- (1) 聴覚障害者等で構成する団体から選出された者又は聴覚障害者等
- (2) 意思疎通支援者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第17条関係）

項目	基準		金額
報償金	派遣申請者との待合わせ時間から意思疎通支援業務の終了時間までの時間に派遣業務報告書の作成に要した時間を加算した時間（別途打合せを行った場合は、当該打合せに要した時間を加算した時間）に対して支給する。	1時間まで	1,500円
		1時間を超えた場合は30分ごと（30分未満の端数があるときは、30分とする。）	750円
交通費	自宅から意思疎通支援業務の実施場所までの往復に要した費用に対して支給する。	公共交通機関又は高速道路等の有料道路（2区間以上）を利用した場合	実費
		自家用車を使用した場合 1キロメートルにつき	37円

別記様式（第6条関係）

（表）

津市意思疎通支援者証		登録番号（記号番号）
氏名		(写真)
住所		
上記の者は、津市意思疎通支援事業において、意思疎通支援者として登録された者であることを証明する。		
年 月 日		
津市長		（氏 名） 印

（裏）

1 本証は、意思疎通支援業務を行うときは、常に携帯すること。
2 本証は、関係人の請求があったときは、これを提示すること。
3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4 本証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を受けること。
5 意思疎通支援者としての登録が取り消されたときは、本証を直ちに返還すること。